

回 答 書

「上里町コミュニティバス「こむぎっち号」運行業務」の公募型プロポーザルに係る質問について、下記のとおり回答します。

| No | 質 問 内 容 | 回 答 |
|----|---|--|
| 1 | 現在使用しているバス停は、令和7年度も使用するのでしょうか？ またはバス停の改正がおこなわれるのでしょうか？ | 現在使用しているバス停留所は、令和6年度中に上里町が一部改新を実施する予定です。 |
| 2 | バス停を新たに設置する場合、費用はどちらの負担なのでしょうか？ | バス停留所を新設する場合、費用は上里町が負担します。 |
| 3 | 予備車をお見積り時点では新車で計上し、契約時、中古車両に変更しても対応可能でしょうか？ | 仕様書「14. 協定書の締結」に記載のとおり、提出いただいた業務提案書の内容を基本とします。ただし、協定書の締結に向け、協定に関する協議は可能です。 |
| 4 | 上里町コミュニティバス運行事業者選定プロポーザル実施要項 別紙選定基準 運行の安全確保、円滑な業務について ・国土交通省による処分状況（事故発生状況）とは、 何年何月から現在までの行政処分について記載するのか？記載対象は乗合事業のみでよいのか？ また、その他の事故発生状況とは、どの程度の事故まで、記載すべきなのか？ ご教示願います。（バス車体がこすれた？飛石が飛んできた？のような事まで記載すべきなのか？） | 様式6「10. 国土交通省による処分状況（事故発生状況）」に記載のとおり、「令和6年4月1日より過去3年間の重大事故（自動車事故報告規則第2条の事故）」に該当する事故の記載とします。また、記載対象においても、上記規則に該当する場合は、乗合事業以外も含まれます。 |
| 5 | 上里町コミュニティバス「こむぎっち号」運行業務仕様書 8. 業務内容（10 停留所の維持管理等） バス停留所は、上里町様でご用意、設置し、維持管理（軽微な修繕及び時刻表等の張替え作業などについては、事業者で行うものとする。ただし、躯体に影響のある高額な修繕は町が行う。ことよろしいでしょうか？ご教示願います。 | お見込みのとおりです。 |

※質問内容は、提出された質問書の原文のまま掲載しています。